

保健所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年4月10日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市規則第37号

保健所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部を改正する規則

保健所の使用料及び手数料の減免に関する規則（平成29年鳥取市規則第47号）の一部を次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。

麻しん抗体価検査	麻しん抗体価検査を受ける者（過去に麻しん抗体価検査を受けたことがある者を除く。）で、市長が別に定めるもの
----------	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。